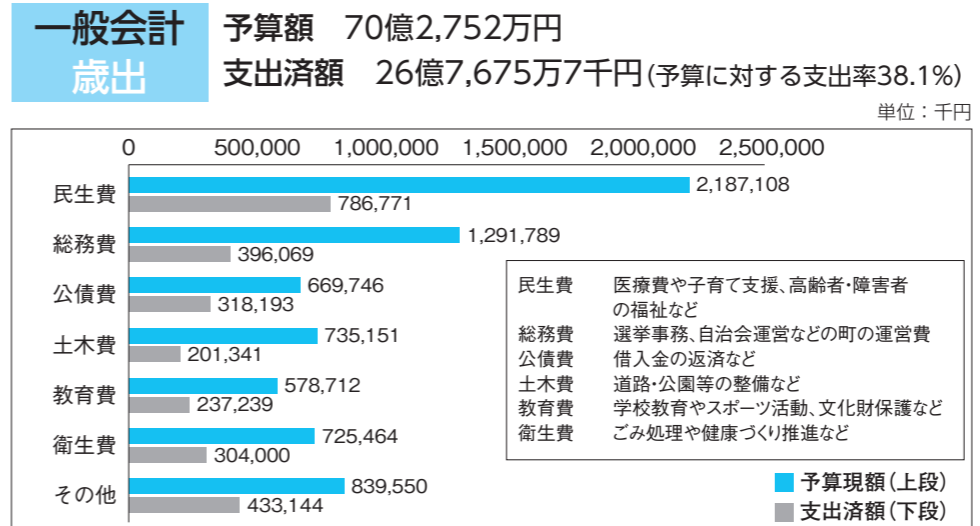
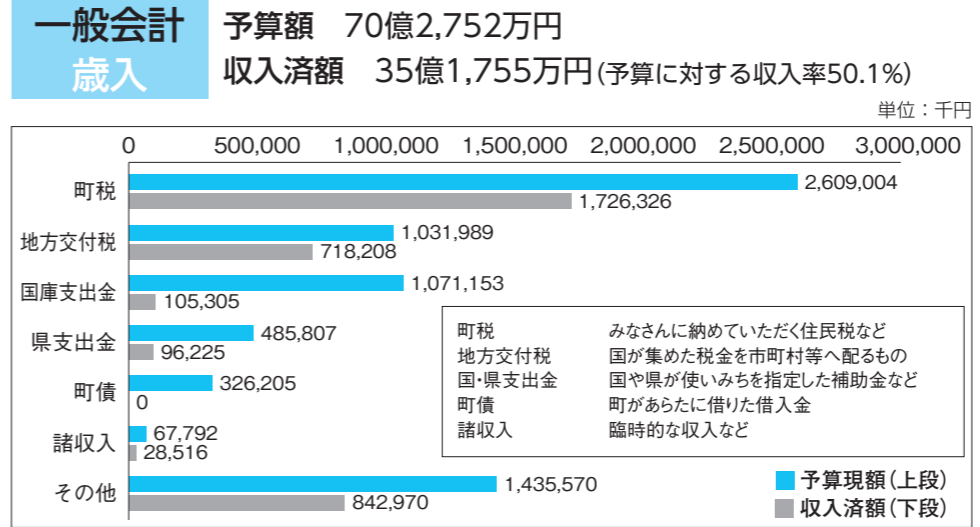


総務課からのお知らせ

TEL 0493-62-1215

町の家計簿 令和4年度 上半期の財政状況

みなさんに納めていただいた税金等がどのように使われているのかをお知らせします。(令和4年9月30日現在)



特別会計

単位:千円

| 会計名         | 予算額       | 収入済額    | 収入率   | 支出済額    | 支出率   |
|-------------|-----------|---------|-------|---------|-------|
| 国民健康保険特別会計  | 2,028,415 | 889,731 | 43.9% | 892,166 | 44.0% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 273,786   | 99,102  | 36.2% | 83,417  | 30.5% |
| 介護保険特別会計    | 1,596,004 | 731,633 | 45.8% | 563,142 | 35.3% |

注: 国民健康保険特別会計の不足額は、他会計の歳入現金から一時資金を流用し収入の不足額を補いました。

町債(借入金)・積立基金(貯金)

単位:千円

|      | 令和3年度末<br>残高 | 令和4年度末<br>残高(見込) |
|------|--------------|------------------|
| 町債   | 6,484,335    | 6,313,529        |
| 積立基金 | 1,002,747    | 1,215,736        |

公営企業会計

単位:千円

|         | 収益的収入   | 収益的支出   | 資本的収入   | 資本的支出   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水道事業会計  | 220,196 | 166,489 | 0       | 18,637  |
| 下水道事業会計 | 207,212 | 197,239 | 127,245 | 119,568 |

医療法人 昭友会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 森林

「定期巡回」は訪問介護サービスの一つです。365日24時間体制でご自宅に介護職員が訪問して入浴、トイレ、食事等の介助や簡単な調理、洗濯、掃除など日常生活の支援を行います。「1日に複数回の短時間訪問」を行って利用者様の在宅生活を支えるのが特徴です。※1回の訪問時間は10~20分程度です。

365日「見守りの目」で安心 安否確認・薬の服用確認も可能です

※ご利用の際は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)の調整が必要になります。  
住所: 滑川町羽尾 1041 番地 7 (なめがわ地域福祉支援センター内) TEL56-4876 担当: 平岡、中島

地域支援課からのお知らせ

TEL 0493-62-1215

Jアラートによる情報伝達訓練

町では、地震や武力攻撃等に備え、国から送られてくる全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達訓練を行います。

実施日時 2月15日(水) 11時  
訓練方法 町内全ての防災行政無線から放送します。  
注意事項 当日は、他の市町村でも同時に、同内容の訓練放送を行います。

▼災害発生時や自然災害のおそれがある場合中止となる場合があります。  
▼この日程のほか、保守点検等により緊急に放送する場合があります。

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-1215

マイナンバーカード手続の特別開庁

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスもります。(無料)

日時  
▼2月18日(土)、25日(土) 9時~12時  
▼2月9日(木) 17時15分~19時  
予約方法 事前にお電話での予約をお願いします。  
※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続)はできません。

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)申請方法  
令和5年4月より、町外居住者の方が自動車臨時運行許可(仮ナンバー)を受けられる場合、誓約書の添付が必要となります。

町内居住者申請  
▼自動車臨時運行許可申請書  
▼車検証 ▼自賠責保険書  
▼申請者身分証明書(免許証)  
▼町外居住者申請必要書類(4種類)  
▼誓約書

医療費のお知らせ(医療費通知)  
医療費のお知らせは、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただくほか、医療機関等からの請求が正しく行われているか確認していただくことを目的として発行しています。  
対象者 国民健康保険に加入している方(世帯主宛てに送付されます)

記載項目 受診年月、受診者名、医療機関等の名称、入院・通院・調剤等の区分、受診日数、医療費の総額、窓口での支払額等  
※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーから確認できます。  
送付時期  
対象診療月 発送時期  
11月~12月 4月初旬  
1月~2月 6月初旬  
3月~4月 8月初旬  
5月~6月 10月初旬  
7月~8月 12月初旬  
9月~10月 2月初旬

確定申告での医療費通知の活用  
確定申告で医療費控除の適用を受ける際の添付書類として、医療費通知を使用することができます。  
なお、11月~12月診療分の医療費通知は確定申告時期までに送付することができます。この期間の受診分は、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成して添付することで、控除対象となります。作成に使用した領収書は5年間保管してください。

今月は国民年金保険料前納(割引)制度の申込み締切月  
「前納制度」とは、一定期間の保険料を前払いすると割引になる制度です。前納には、納付書、クレジットカード(一部対象外のカードもありま

健康いきいき課からのお知らせ

TEL 0493-59-6911

知っていますか? 香りのエチケット

「香り」に対する感じ方には個人差があり、自分にとっては快適な香りでも、不快に感じる方がいて、健康を害する可能性があります。  
また、公共の場ではこのような方がいる可能性を認識し、人が集まるところでは、香料(香水、芳香剤、香の強い柔軟剤・整髪料等)の使用を控えるなどの配慮をお願いします。